

平成22年第3回足寄町議会定例会議事録(第2号)

平成22年 9月15日(水曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	櫻井光雄君
経済課長	渡辺俊一君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	鈴木泉君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 議案第 8 5 号 あしよろ銀河ホール 2 1 設置及び管理条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜ P 3 ～ P 4 ＞
- 日程第 2 議案第 8 6 号 足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務産業常任委員会）＜ P 4 ～ P 5 ＞
- 日程第 3 一般質問＜ P 5 ～ P 2 3 ＞
- 追加日程第 1 議案第 7 8 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例＜ P 2 3 ～ P 2 5 ＞
- 追加日程第 2 議案第 7 9 号 足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例＜ P 2 3 ～ P 2 5 ＞
- 追加日程第 3 議案第 8 0 号 足寄小学校教育用パソコン整備事業売買契約について（総務産業常任委員会）＜ P 2 5 ～ P 2 9 ＞
- 追加日程第 4 議案第 8 1 号 小中学校校務用パソコン整備事業売買契約について（総務産業常任委員会）＜ P 2 5 ～ P 2 9 ＞
- 追加日程第 5 意見書案第 6 号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書（総務産業常任委員会）＜ P 2 9 ～ P 3 0 ＞

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 9月10日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月15日は、最初に、9月7日開催の第3回定例会本会議において総務産業常任委員会に付託いたしました議案第85号と議案第86号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

諸般の報告

議長（吉田敏男君） この際、報告をいたします。

9月7日に町長から提出のありました議案第85号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の議案中、新旧対照表に誤りがあり、差し控えたい旨の文書をもって議長あてに申し出がありました。

本件につきましては、さよう差し替えることに御了解をいただきたいと存じます。

議案第85号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第85号あしよろ銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 反対討論です。

これは多目的観光施設が加わりましたよね。多目的観光施設というのは、つまり昔の駅に似せてつくった足形工房と、あとはバスの待合所になっていくという話なんですけれども、あの場所にはそんな大層なものをつくることなく、バスの来た場合に、それを迎えに行ったりするときの普通の一般の人たちの駐車場にすべきではなかったか。本当に、今は使いにくい駐車場になってしまって、遠くに車をとめなければバス停まで行かない。

駅については、あちこちいろんな建物を建てるのではなくて、足形工房だったら駅にくっつけて裏側のほう、交流広場でしたか、あそこの部分だって土地があいているんだから、あそこにくっつけて、そして足形工房を造るべきではなかったかな。

そしてバス停にしても、町民の間から駅の中を通してほしい。どうせ線路があったんだから、あの中を通してもらえれば、バスを待っている間、お店屋さんを見たり、トイレに行ったり、とても使いやすかったのにと。そういう町民の要望がありながら、こんな使いにくい駅にしてみましたと。

やはりこういうような駅にすべきではないということから、反対いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 12番 大久保 優君。

12番(大久保 優君) 今は条例の改正案であって、予算とか計画を協議する場所がないので、発言の趣旨が違ふと思いますけれども、議事進行してください。

議長(吉田敏男君) ただいま12番議員からお話がありましたように、この関係については、今おっしゃられたように条例の改正ということでございますので、その関係について、矢野さんの発言については今までもそうでありましてけれども、注意をするようにしてください。今のことを踏まえて発言してください。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 今のは多目的観光施設を認めるということになるんですよ。条例には多目的観光施設、旧駅に似せてつくったバスの停留場と足形工房ですか、それを設置するのを認めるということにもなっていくんですよ。勘違いしているのは、12番議員さんの方だと思います。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

11番 後藤次雄君。

11番(後藤次雄君) 私は、賛成の立場でお話したいと思ひます。

この関係については、前回は言ひましたけれども、これは今まで2年近くかかって、もちろん議会の中でも討論してはいますし、採決もしてはいますし、また、今の言われた旧駅舎の関係を含めて、これもやっぱり前回は言ひましたとおり、全体で4者会議とか住民の意見を聞いてやっているわけですから、これは先ほど12番議員さんが言ったとおり、条例の改定ですから、そのことを含めて反対ということにならぬと思うんですよ。

それで、私は、これで賛成ということでお話したいと思ひます。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第85号あしよる銀河ホール21設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第86号

議長(吉田敏男君) 日程第2 議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これは町長を初めとする関係者の給料10%なりをカットするというものでしたけれども、それじゃあ、その原案をそのまま認めるんだったら、なぜ付託して話し合いをしたんですか。どのような話し合いをしたのか、お尋ねします。

議長(吉田敏男君) 矢野議員。この関係については、医者との関係の改定ですから、ちょっと間違わないようにひとつお願いをいたします。(「間違えました。」と呼ぶ者あり)

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第86号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

一般質問

議長(吉田敏男君) 日程第3 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 議長のお許しを得ましたので、これより2点について通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、行政委員の報酬についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

足寄町の行政委員は、御案内のとおり教育、選挙管理、監査、農業、公平、固定資産評価審査の6種類がございます。うち、教育、監査、農業の委員については月額制であり、他の委員については日額制となっているのが現状です。

報酬支給のあり方について、昨年1月に、大津地裁は月額制の支給は違法とする判決がございまして、大阪高裁は4月に大津地裁の判決を支持し、執務日数の多い選挙管理委員長のみ適法で、月額制を違法とする判決がありました。他の自治体においても、見直しを進める現況にあると認識しております。

議会におきましても、当然実態を踏まえた改革姿勢が不可欠であることは、自明の理であると自覚しているところでもございます。

足寄町においても、月額制を日額制に見直しをすべきと存じますが、所信ほどをお伺いいたします。

2点目です。カラマツ立木害虫、ハバチ発生状況についてお伺いをさせていただきます。

先月、道東道を利用し札幌まで車で公務出張した際、占冠から樹海ロード経由にて夕張-紅葉山の間、異常な風景が私の目に飛び込んできました。人工林であるカラマツ立木が茶褐色をし、枯死寸前に見え、驚いたところでもございます。

そのとき私は、専門の方と会う機会がございましてお聞きしましたところ、ハバチとのこと。その日は、お聞きしたところ、道及び町村の方がいまだにその恐ろしさを認識しておらず、もう一つ鮮明な対処を下されていないという心配をしている意見も伺いさせていただきました。

ハバチの経過は、昨年より道南、そして道北に発生をし、この次は道東ではという予測でもございます。人工林豊富な当町として、心配なことがございます。まずはその被害に遭わないためにも、カラマツの立木の状況を早急に調査をされる必要があると考え、また、当町だけではこのハバチ被害を防ぐことができません。早急に十勝総合振興局林務係との連携協議もお願いし、このことに対しての所見を町長にお伺いをさせていただきたいと思っております。

この2点について、一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長(吉田敏男君) 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 井脇議員の一般質問にお答えいたします。

まず、行政委員の報酬についてでございますが、月額制を日額制に見直しをすべきでは

という御質問でございますが、本年4月1日現在の北海道内の市町村の状況につきましては、夕張市と利尻富士町が農業委員会会長、委員について月額制としている以外、本町を含め他のすべての市町村で、教育、監査、農業の各委員の報酬を月額制または年額制としております。

全国的に見ますと、大津地裁、大阪高裁の判決の被告となったのが県であったため、全国知事会のプロジェクトチームでこの件につきまして調査・研究がなされ、地方自治法の趣旨から月額支給とすることができる特別な事情がある場合を除き、原則月額支給とすべきとの方向性を出しました。これを受けまして、一部の県で月額制の見直しに着手しておりますが、多くの都道府県は検討中という状況であります。

また、道内市町村にあつては、見直しの動きはまだ出ておりません。

いずれにいたしましても、司法判断が出されたところですので、本町の現行の月額制についての検証が必要と考えておりますが、月額化を行う上で、支給対象とする業務の範囲や、会議出席以外に自宅等で行う調査や資料推敲等の業務、自己研さん、職務の性質、職責等をどのように報酬額に反映させるか、検討すべき課題も多くあるため、今後、司法判断を踏まえつつ、他町村の状況も参考にしながら見直しを検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、御質問のカラマツ立木害虫ハバチ発生状況についてお答えをいたします。

新聞報道等でも御存じのとおり、十勝管内を初め、北見、上川、胆振、日高など道内各地でカラマツ林が一見枯れたように赤茶色に変色する、カラマツハラアカハバチの幼虫による食害が発生しております。

十勝管内には、胆振、日高管内の大量発生のおりを受け、日高山脈を越えて進入してきたものと考えられており、平成19年から十勝南部で被害が目立ち始め、平成21年度

では更別村で30ヘクタール、大樹町で710ヘクタール、広尾町で2,419ヘクタールと被害が拡大しております。

本町では、今のところ被害の報告はありませんが、今後、被害の出していない地域にも拡大してくるものと危惧をいたしております。

十勝総合振興局では、北海道造林協会十勝支部と共催をし、ことし4月に森林害虫食葉性に関する講習会を開催をいたしております。林業関係者約120人が参加をし、森林総合研究所北海道支所十勝総合振興局森林室の担当者から、マイマイガやカラマツハラアカハバチについての説明を受けております。

カラマツハラアカハバチは、8月ごろにカラマツの枝先に幼虫が集団で発生し、主に短枝葉を食べる食葉性害虫であります。三、四年で徐々に場所を移動し終息するのが一般的と言われておりますが、時には10年近く長期に及ぶこともあり、十勝管内はカラマツの面積が大きいことから、長期化が心配されるところであります。

食害に遭っても枝先の長枝葉が残るため、木が枯れるということはほとんどなく、翌年の春には再び新葉が出てくるため、防除は行わず自然に終息するのを待つということが一般的とのことでありますが、一時的に木の成長がおくれるとともに、キクイムシなどの2次的被害を受ける心配もあることから、十分な注意が必要であります。

また、昨年、胆振、日高、十勝管内で一部の伐採業者が被害を受けたカラマツ林の所有者に対し、このままでは立木が枯れるから早急に切らないと売り物にならないなどと言って安く木を買い付けるという事例が多発しており、何かあったら森林組合や森林室に相談してほしいとのことございました。

現在、本町では、被害の報告はありませんが、被害が各地に広がってきていることから、十勝総合振興局森林室足寄事務所等の指導や助言をいただきながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、井脇議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） ただいま、私の1点目の行政委員の報酬についての答弁をいただきました。

今、町長、首長さんのお答えは、まずは現況として、各教育、監査、農業の各委員の報酬を月額制としている他の市町村が今主としてやっておられるというお話でもございました。それはもちろん存じて、私のほうで今回テーマとさせていただいているわけですが、御存じのとおり足寄町議会も本当に厳しい中、改革活性化特別委員会というものを発足し、現在進行中でもございます。

そういう厳しい中において、行政と議会も一体化をきちりとして住民の負託に応え、いわばタッグの中でこういう重要な案件をまず先駆けて足寄町が旗揚げをし、実行すべきではないかという考えのもとで、今回、いわば行政委員の報酬委員のことについて触れさせていただいているところでもございます。

各行政委員さんも、このように本当に目の前におられている中で、非常に質疑が心苦しい、質疑のしづらい面も実はありますが、これはこの町の、地方の置かれている現況というものも、行政と議会が一体化した中で改革はしていかなきゃいけないという、やはり重い考えを今回持ったところでもございます。

本年度、新聞によりますと、帯広市もオンブズマンの会ということが存在している中で、ことしも大した、何度も新聞の記事、活字で話題になっていました。

住民の監査請求というものが、いわば出されたんですね。この監査請求の主張は御存じだと思いますが、非常勤行政委員の報酬は地方自治法が定めるとおり ここは原則となっていますけれども 原則日額でなければならないと。このことにいろいろな解釈のしようでしょうけど、いわばオンブズマンの会の方々がどのような御判断をされているか

というのを市に問うたわけですけど、まずは町長、この今の原則日額でなければならないということに対して、町長はどのようなお考えでおられますか。お聞きをさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、地方自治法で設置をなくちゃいけない行政委員会並びにそれに伴う報酬については、自治法で定められております。そこであるのは、これまた議員仰せのとおり、原則勤務実態、出席日数に応じた日額制が原則ですと。ただし書きで、条例の定めるところにより云々かんぬんということの規定になっているわけでございます。

そこで、この間の大津地裁あるいは大阪高裁の判決、さらには具体的に新聞報道も踏まえた中での帯広市でのオンブズマン会の動きも含めて、今それぞれのところでいろいろ検討しているというふうに思うところでありますけれども、そこで私に対しまして、日額制というのが原則だということだけれども、その認識をどうしているのかということでもございますけれども、実は私もそれなりに調べさせていただきましたら、地方自治法でただし書きがつけ加えられたというのは、昭和31年につけ加えられたということのようでございます。

そこで、先ほどの答弁の中でもお答えをしたとおり、このただし書きの部分、これはまさにそれぞれの行政委員会、性格も違いますし、もっと言えば都道府県あるいは市そして小さな町の町村、それぞれ内容も、設置する行政委員会も変わってくるわけでありましてけれども、いずれにしても問われるのは、職責を含めて勤務の実績と申しますか実態と申しますか、ここだろうというふうに思っているところでございます。

そういう中であって、先ほどもお答えしたとおり、私どものところでは、議員も仰せの

六つの行政委員会のうち三つの行政委員会について月額制で実施をしているということでございます。

ですから、当然、先ほども、今後検討していきたいということでお答えをしましたけれども、問題はそこのところの兼ね合いですよね。職責と、それから公的に会議が開催される日数、また、それに伴ってそれぞれが自己研さんを重ねる等々を含めて、やはりその職責のところ非常にどう判断するのかというのが難しいところなのかなという、そんな思いをしているところでございます。

議員が仰せのことも十分理解もできますし、今後、そのことも踏まえて検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 答弁をいただきまして、勤務の実態、そして職責の実態というものを踏まえているんだと。検討という非常に柔らかい言葉もいただきました。なかなかそれでも、これは容易なことではないと私も承知の上でお聞きもしているのも事実でございます。

勤務の実態、職務実態ということも細かく踏み込んだ追跡調査は、もちろんしたことございません。例えば、一つの事例ですが、一つの事例として農業委員会さんなんかは、総会また農地パトロール等もされているという非常に御苦勞な中で、農業委員会の委員長さんなんかは、年間、町内外を含めて約90日の執務の実態というものも調べさせていただいているのも事実でございます。委員さんは32日と。農業委員長さんは、管内、町外、いわば道内と、また時には年に何回か本州方面もその職務の中で出張されているのも、実態としてでございます。内容としても、農地パトロール、総会を含めた中で、じゃあ細かくまたもう一つ踏み込ませてもらうと、農業委員さんのこの90日、カウントされている90日の実際に日にちとして、午前中、いわば9時なら9時、10時なら10時から開会を

された中で、実態としてですよ、ほぼ9割以上は午前中で終わっているのではなかるうかということもお聞きもしているのが事実でもございます。

町もわざわざ御苦勞されて、いわば半日当制の導入ということで実行されているわけです。その陰には、当然日額の支給ということも、本当に苦慮されている中で実行されているわけです。私はそういう一連の、これはたまたま農業委員会さんの事例を出させていただきましたけれども、あと教育委員さんも、監査委員さんも、それに類似した実態というのも報告はさせていただきました。

私は、賃金の高い安いではなくて、実行したことに対しての報酬というのをきっちりと評価してあげてほしいのも事実ですけども、いわば非常勤と日額と月額の違い、私はこれがどうも非常勤者の中で同じ公務を持っている者としての差があり過ぎではないのかなと、どうもそんなように考えて、考え過ぎなのかわからないですけど、私は従来の日額というのをもう少し重視した中で、これは平成16年の12月ですけども、町づくり特別委員会というのが、町づくりの将来に向けた特別委員会が発足され、指名されて今日に至っているわけですけど、非常勤の特別職報酬の見直しについても、きっちりと調べさせていただきましたら、うたっております。これも当然日額支給、従来の日額に半日額を加えるとか、いろいろな、月額については10%削減をされるとか、これも本当に苦慮の中で報酬の見直しを図っておられる実態も調べさせていただいております。

私が言いたいのは、もう一つ月額、日額との差がどうして同じ公職者の中でこんな差があるのかなと。私はどうもその辺がひっかかってならないんですよ。やはりきっちりと日額にすれば、私はそのような中で午前中でも勤務、いわばその実態の中で大いに総会に出られ。またとやかく後から周りから言われることもないですし、私はその辺を明確にする時勢だと思います。周りが、全国が何と

なくこのように市町村がやっているから、足寄町もゆるくないんだけど月額制でやっているんだと。私は、いいことはやはり全国から先駆けて、この北海道の足寄町からそういうことを大きく見直して、すごいなと。それこそもうじきあるのではなからうかと思えますけど、東京の足寄会に行っても、いやすごいなと、こういう記事載ってたよと、私はそういう話題もまた得れるんじゃないかなと思えます。

いかにこの地方の置かれた、町長も一番おわかりだと思いますけど、今の置かれた立場というものが厳しい中で、お互いに切磋琢磨した中で運営しているわけでございます。その辺を、どうも私が言うのはくどいようですけど、理解を得れないのかなと。

常に私は、この行政のいわば行政委員、また町の議会もそうなんですけど、最小限の本当に少ない経費で最大の結果を得るんだということが常に求められていることではないかと私は思うんです。その辺を慎重に、本当に慎重にまた協議を重ねて、私は、よしという決断が、もう私は遅くない状況にあると思うのです。

話がちょっと前後しますけど、帯広市もこのことが、いわば月額を日額に改正するということが明年度の課題となって、検討しましょうということをしきり打ち出しているのも事実でございます。また、この日額制に対しての、いわば各地域からの住民の監査請求がたくさん出されておるのも事実でございます。

そういう中で、全国的に広がっているという実態も踏まえて、足寄町がもう一つそのことを思い切った、ただ何となくイメージで回答にもいただいているのも事実ですけど、検討しましょうという柔らかな、本当に検討ということですから、町長の心も十分理解はできますけど、もう一つ強い何か表示、表現というのを私はいただきたいなと思って、きょうここに、この通告書を踏まえてお聞きしているんですけど、ひとつ御意見をお願いした

と思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

本当に議員仰せになっていること、あるいは提案いただいていることというのは、私も趣旨というのは十分理解をできるところでございます。ただ、やはり行政委員会というのは、先ほどもお答えいたしましたとおり、もっと言えば議員のほうから自治法上六つの行政委員会ということだということは、これは十分承知のことでありましてけれども、やはり私は月額報酬でお願いしている我が町の行政委員の皆さん方についてというのは、やはり職責の重さあるいは業務の継続性という意味では、これは大変重要な役割を果たしていただいているというふうに思っているところでございます。

まず、議員御指摘のいわゆる日額報酬でお願いしている行政委員の方もいらっしゃるし、もっと言えば審議会等々をお願いをしている委員さんもたくさんいらっしゃるわけでもございまして、その方々は日額制、さらにはこれまた議員が仰せのとおり、自立プラン策定に基づきまして、それぞれ日額報酬の半日当制というようなことも導入をさせていただいておりますし、それから月額報酬の行政委員の方々についても、一定の削減というようなことをお願いをしてきた経過もあるというようなことでもございます。

ですから、単刀直入にその違いが何なんだということでも御質問でありますけれども、ここは私の認識は先ほどもお答えしたとおり、職責の違いといいいますか、この意味は誤解してもらっては困るんですけども、日額をお願いしている行政委員あるいは審議会委員の方々の職責が軽いという、そういう意味ではありませんけれども、やはり職責の継続性という、これが形で言いあらわせという、なかなか難しい部分でありますけれども、しかしやっぱり私はこのところだなというふうに

思っているところでございます。

なお、参考までにちょっと触れさせていただけますと、大津地裁の中身をちょっと申し上げさせていただきますと、これは滋賀県が被告になったやつでありますけれども、この行政訴訟が提起されたというのは、労働委員会、それから収用委員会、それから選挙管理委員会の三つの行政委員会なんですよ。

これが地裁では違法だという判決が出され、そして滋賀県は控訴をし、大阪高裁で審理の結果、選挙管理委員会は職責といいますか、あるいは勤務実績を踏まえて、これは合法だと、残りの労働と収用委員会については違法だということでございます。

私がこの判決に対し論評といいますか、これが適正かどうかということは別にしまして、私が推察するに、一つには、この間、全国でいろいろな住民監査請求等々も承知しておりますけれども、一つにはやはり勤務の実績が一つあるということと、もう一つは報酬月額、ここもあるんだというふうに私は思っているところでございます。

先ほど申し上げたとおり、今回の判決は三つの委員会でありますけれども、北海道あたりでもちょっと問題提起がされているのは、やっぱりいろいろな委員会の中で多額の報酬を払っているという、月額30万だとか40万だとか、こういうのが実際にあるわけですから、ここが一つあるのかなというそんな思いをしているわけでございます。

議員は、一步足寄町が先駆けてという、こういう御意見でございます。そのところも私は重く受けとめたいという思いはありますけれども、ただ、現時点で3委員会を月額報酬をお願いしておりますけれども、私の個人的な思いとしては、職責から言うと今の月額報酬が高いのかというと、私は決して高くないなというふうに思っております。

仮にこれを日額に置きかえたときにどうなるかということになりますと、それこそ日額にしたときには、他の委員さんと比べたときに、職責からいくと相当また差をつけなきゃ

いけないのかなだとか、そんな思いも、決して意思を固めたというわけではありませんけれども、そんな思いもしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、私どもが月額報酬をお願いしているのは、監査委員さん、それから教育委員さん、それから農業委員さんということでございますから、いずれの委員さん方も、やはり年間を通じての公の会議以外でも、いろいろな地域の方々からの相談業務、あるいは研さんを積まないとなかなか職責を全うできないという、そういう性質のものと。ですから、これは決して私が決めたということではなくて、この間の町の条例制定に当たっても、そういったことも参酌をしながら決定をされてきたものだというふうに思ってますから、議員の御意見あるいは御指摘の点も重く受けとめつつも、これは一方ではまた社会の状況ということもあるわけがありますから、これは十勝町村会の中でも一定の議論もしていきたいというふうに思っていますし、そんなこともトータル的に判断をしていきたいというふうに思ってますので、いましばらく時間をいただきたいなど、こんなふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 町長からのお答えの中で、報酬に対しての賃金のいわば額納的なことのお答えで、決して高くはないというお言葉もいただきました。

私が言うのは、高いから安くすれとか、安いから高くすれとか、そういうことをお話ししているのではないのです。適正な月額報酬を地方自治法に沿って日額にすべきじゃないかと。

前後しましたけど、3委員会のいわば活動の実態という、委員長さん、委員さんの日ごとの数値も調べさせていただいております。勤務の実態ということも、通告書にも、私のほうも、公務実態を踏まえたということで改革姿勢が不可欠ですよというお話も私もして

いるわけですが、細かく時間、一々細かく出すことはないですけど、実際、この3委員会で、午前中出て、午前中で終わられたという実態、大体何割くらいあるか、ちょっとお答えしていただければ。

細かく時間は必要ございません。例えば10時から開会をされて、総会でも11時に終わられたと。毎月の定例の総会でもです。また、いろいろな調査でも結構です。午前中を挟んで午後からまた1時間開会をされた、そういう午前と午後に分かれた大ざっぱなとらえ方で、何割が午前中で終わっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。勤務の実態としてですよ。その辺ちょっと時間かかればあれですけど、今すぐでなくてもちょっと時間あれしてもらって結構ですから。調べてみてください。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。10分間。11時再開といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時04分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。3委員会ごとに概要を報告をさせていただけますけれども、そのうち共通しております議会の関係については省略をさせていただきたいというふうに思います。

まず、教育委員さんの関係につきましては、定例教育委員会、さらには学校行事等々につきましては、半日以内で終了をしていると。学校訪問ですとか、あるいは研修会等につきましては、1日ないし半日というような状況でございます。

それから、監査委員の関係につきましては、いずれの検査につきましても、ほぼ半日で業務処理を行っているということでございます。

それから、農業委員会の関係につきましては、総会につきましては大体半日以内で済ん

でいるというようなことでございますし、それから農地の幹旋等に伴う現地調査等々につきましてはほぼ1日、さらには研修会等についても1日はかかっているということで、農業委員会だけは、おおむねパーセントでいきますと、農業委員会につきましては約57%くらいは半日以内で済んでいるというような実態でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 非常に時間をとっていただきまして、ありがとうございます。

意外な、こうして聞くものだなと思って、農業委員会さんの57%というのは意外と、大変、大変といったらおかしいですけど、思ったような当初のあれよりは、半日の総会等も含めて、8割以上は半日ぐらいで終わっているのかなと。決して、だけど私は前後しますけど、この農業委員さんに対しての何も集中的なお話を協議しているのでもなければ、そのことを農業委員さんに対しての委員長さん、委員さんに対しての報酬が高いとか安いとか、云々くんぬんは触れるつもりもないし、申しているつもりでもございません。

同じことを堂々めぐりしているようであれなんですけど、総括して言わせていただきますと、月額報酬と日額の報酬の差が同じ公職者として差があり過ぎるのではなかるうかというのが、私の思っていることでもございますし、本当にくだいようですけど、わずかな最小限度の経費で最大の効果を上げることが大事なことでないかなと。

そんなことも踏まえて、帯広市もはっきりと来年中までには日額ということを対象に検討しますということをはっきり申しておりますから、そのことも踏まえて、同じことを言ってもしょうがないですから、私の今までの時間を費やしたことは、言わんとすることは町長もわかっていたいただいたと思いますから、そのことも今後のことについて検討しますということですから、そのことを最後に町長のお話を聞いて、この件については終わり

たいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど来、答弁させていただいているとおり、今後検討を十分してまいりたいというふうに考えております。ただ、その中でやはり一番難しいというか悩ましいというのは、やはり業務の内容によって、やはり公に公式な会議の場と、それからたまたま今、農業委員さんの話も出ましたから、とりわけ農業委員さんにつきましては農地のあっせん等々で、これは当然権利の調整ということでありますから、当然役場に出てきて、あるいは委員さんが何人かで現地調査と、それ以外に、やはり地区によっては個別に実はこんな状況だという、そういう相談業務も結構あるというふうにも聞いておりますから。

もう一度確認させてもらいますけれども、一番の月額報酬と日額報酬の違いというのは、ある意味わかりやすく言わせていただきますと、いろいろな審議委員さんなんかも含めて日額になっているというのは、どちらかといえば私どもが案件、諮問をさせていただいて、それに対する答申をいただくというようなことで、その会議で結論を得られるようなといいますか、わかりやすく言えばそのことがあるのかなと。月額報酬の行政委員さんの方につきましては、当然その日に審議をいただいて、いろいろ御意見をいただくということもありますけれども、やはり1年間、在職期間中はいろいろな地域の方々の御意見を聞いたりだとか、いろいろな調査活動だとか、そういう違いというふうに私は認識しております。

そういう意味で、これから十分検討させていただくというのは、やはり他の自治体の状況等も含めて、参考にさせていただくことも必要だというふうに思っていますから、そういう意味で先ほど来、少し時間をいただきたいと申し上げているのはそういう意味でござい

ますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） どちらにしてもわかりました。議会も、冒頭にお話しさせていただいたとおり、活性化改革特別委員会というのも今進行中ですよね。議会と行政側と一体化したやっぱり取り組みが、これは大体不可欠でなかろうかなと。行政に負担を強いて、それだけで議会がのほほんとしていいのか、そうにはならない。やはり議会も同時に痛みもまた伴って苦勞もしましよと、その中で議会の委員会の実態というのは、細かに特別改革委員会の中でも進めております。その実行の実態としても、各委員会さんのいわば実務の実態というのを調べて、いろいろな中で改革を足寄町議会はしてかないかんということで、同じことだと思うんですけど。

じゃあ、その実務の執務以外はやっていないのかと、そうじゃなくてですね、じゃあボランティアの人どうするんですかと。ボランティアの人はボランティアで、やっぱり365日いろいろな中で地域に協力してくれて頑張ってくれているわけですよ。無報酬に近い、また無報酬でやっているわけですから。それから見たら、我々はやっぱり考えなくてはいけないという時期に来ているのではなかろうかなと。そのことも同時に並行して、お話をさせてもらった行政委員さんの報酬について触れさせていただいたわけでございます。

続いて、2点目のハバチの関係ですけど、これは答弁書をいただきまして、4月に食害のハバチについて説明を受けているということで、これは業界かなんかに周知しましたかね。4月に大きな120人が参加されているということで、木材協会なり造林協会なり、それなりの所管なりを含めて、このような非常に大事な恐ろしい実態というのを周知されていきましたか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時16分 再開

議長（吉田敏男君） 再開をいたします。

答弁、経済課長 渡辺俊一君。

経済課長（渡辺俊一君） お待たせして申しわけございませんでした。

ただいまお話しありました講習会の関係でございますけれども、十勝総合振興局とそれから北海道造林協会十勝支部の共催ということで開催をしております。それで、管内の林業関係者の方たちに御案内をしているところでございまして、足寄町におきましては池北カラマツ山地形成協議会のほうから会員の方たちに御連絡をしているということでございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 4番。

4番（井脇昌美君） そうですか。大変失礼しました。私、東北海道木材協会の足寄支部の事務局長をやっているんですけれども、ちょっと記憶にないものですから、私も当然今回の8月に、さっきも通告書に書いたとおり、びっくりした、本当に勉強していなかった、本当に視野の狭さを痛感したわけなんですけど。そうですか。わかりました。

議会のほうも、春先から非常に細かく町有林も林道も含めた中で、山の森づくりということで所管で調査されていたわけですから、できれば所管のほうにもちょっと、肉眼で簡単に見れるわけですから、こういうようなことで発生しましたからということ、所管のほうの総務産業さんのほうにもやはり言ってほしかった。今後のことなんですけど、今後そういうような細かなことも、こういうことで一応十勝総合振興局に行ってあれしたからちょっと協力をお願いしますと、所管のほうにも連絡して欲しかったもんだなと。これからのことで大した問題ではないんですけど、今後そのことも含めてですね。

そこで、このカラマツハラアカハバチとい

うのは、これは頭にカラマツってつくぐらい本当にカラマツだけ食い荒らすハチなんです。中には、インターネットでちょっと調べさせていただくと、シラカバだとか、それからポプラハバチとか、それで九大さんへ行くと、このカラマツハラアカハバチというのは触れているんですけど、カラマツキハラハバチっているらしいんですよ。カラマツキハラハバチです。これがちょっと厄介らしいです。

今、新得の道の林産試験場の原さんが、今盛んに、大きく分けて2種類、3種類、これは何十種類もハバチはいるらしいんですけど、特に家畜であればウィルスである口蹄疫、これは豚とか牛、今回も九州地方であれした、これはウィルスですよ。これは木の口蹄疫といってもいいぐらい恐ろしい、種類によっては防ぎようのできない病害虫らしいです。

勝毎さんはあんまり触れていなかったけれども、道新さんが、やっぱりこの現況をきちりと9月5日の一面に、このハバチに対して触れていましたね。それからまた、後日、その5日後、十勝版にまたハバチの猛威ということで、道新さんがこうして、十勝地方の人工林カラマツに対する害虫の発生で非常に啓発してくれてますよね、こういうふうに。これは大事なことです。こういうことが我々、後から一般質問をさせていただこうという中から、どんどん道新さんの方でこうやって記事として提供してくれたんですけど、非常に恐ろしさというのを改めて何か認識させられるというか、自分の未知というか、知恵、能力の薄さというのを改めてまた痛感をさせられているところでもあったんですけど。

道東地区ということで、まだここに大樹方面のことで、更別とか大樹方面で触れてましたけれども、きのう天馬街道を通ってきた人から言われてます。広尾線、南部方面ですね。広尾、大樹を十勝で言う南部方面っていうんですけど、相当被害がどんどんと広がっ

ていってるらしいです。だから、道東って言うてますけど、私も通告書には道東って言うことで進入してくるようなイメージで書いたのですが、道東に完全に入ってきました、あさって17日金曜日、林野庁の旧新得営林署、今は東大雪支所、十勝西部森林事務所の東大雪支所なんですけれども、ハバチの被害で立木処分、本当にもう敏速ですよ、林野庁っていうのは。立木の処分の明細書にハバチ被害木ときちっと明記して、新得の狩勝を下がったところまで来ちゃったなという感じがしたんですけど。非常に敏速な処理で、あれはもう焼却したらおかしいですけど、伝染病ではないものですから、害虫ですけどやっぱりすぐ除去するというのが求められるのです。防除というのはなかなか不可能らしいです。

これも答弁書にもいただいているんですけど、マイマイガと同じようなイメージで二、三年の周期というような、何か楽観的には書いてあるんですけど、そうではないらしいですね。種類によってはですよ。また、非常に被害の歴史というのは、あってはならないんですけど、まだ三、四年周期の中で終息するというのが一般に言われているというのは、この種類であればマイマイガと同じイメージを持っておられるのかなと思うと、これはちょっときついらしいですね。できれば、家畜で言えば殺処分ですけど、木で言えば除去処分です。これが早急に求められるという。

そして、先ほど言ったキハラハバチというのは、ハラアカハバチというのは木の根本に寄生するらしいんですよ。そして産卵をして、成虫までに至るまでの、ある意味経過するんですけど、キハラハバチというのはキハラですから、木の中に寄生するらしいですよ。これが厄介なんです。これは、噴霧して防除のしようも何もないんです。木を空洞化させるんです。ですから、最後には、ハラアカハバチの場合はまだ製品としてはなりません。1年、2年未満であれば。このキハラハ

バチは、中にずっと空洞化して寄生して、そこで産卵をして成長していくものですから、恐らく数ミリの穴をどんどんあけていくんでなかろうかという、それを新得の道の林産試験場の原さんが、昆虫学の博士らしいですけど、私お会いしたことないんですけど、今盛んにその種類の中にもそういう恐ろしいハチが混入しているのではなかろうかという、調べているらしいです。

今、九州大学さんも含めて、モニタリングされているということで、非常に危機感を持ってですね。ですから、当の足寄町も、こんだけの人工林等大きな森林の町ですから、大きな大きな財産を所持している町だけに、本当にこのことが重大なあれとして、私も通告書に言わせてもらったんですけど、足寄だけでこれは防げるものではないです。この管内、また全道一体となった対処をしなくちゃいけない。そういう中で、また首長もいろいろな管内の会議に出られると思うんですけど、そのときに十勝の総合振興局に出向いた中で、そういう話の進め方を一層強めてしていただきたいものだなというふうに思っておるところでございます。

今回、私の、このハバチに対しては、あくまでも主として啓発です。啓発という意味でさせていただいたんですけども、備えあって本当に憂いがないわけですから、被害に遭ってからでなくて、今、大樹、広尾、もう目の前まで来ているんですから、なかなかこれもどこまでどうしたら防げるという確約的には難しいと思うんです、実態としてですね。何せ周りにもそういうような対処をしていただくことによって、こちらもそのことが救われる場合もあるものですから、早急にまた機会があったら管内の組長さんらと協議して、旧支庁、今の振興局さんにも力をおかりした中で、みんなですべて一体となった、いわば防ぎ方、対処方法を考えていかなければ、私は防げないと思うものですから。

最後に、一方的に私がお話ししましたけど、町長の今後のことの、林業の町として

の、こういうことの病虫害の被害の現況の今のING、進行している中で、意見だけお聞きして、今回の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

議員仰せのとおり、やはり十勝管内、さらには特に我が町足寄町というのは、やっぱり豊富な人工林、カラマツ資源が豊富な町でありますから、ここにやはり大きな被害というのは、これ何としても避けなくてはいけないというそんな思いが、これは同じ思いでございます。

ただ、私もなかなか山に関しては素人同然でございまして、キハラハバチというのは今初めてお聞きもしましたし、やはりお話を聞く中では、本当にこんなのが発生するとんでもないことになっちゃうなど、製品にならないということでもありますから。

幸いにして、我が町には九州大学の演習林もございまして、当然我が町とこの演習林との間ではいろいろな意味での協定も結ばせていただいておりますから、引き続き情報収集に努めながら、私も素人なものですから、この話を聞いたときには、それこそ殺虫剤でも散布すれば事済むのかなと、そんな思いをして担当にもちょっと聞いてみたところ、この殺虫剤というのはやっぱりマイマイガのときもそうでありますけれども、木だけ考えるとそれでいいかもしれませぬけども、他に与える影響等々も含めて、これはよほど慎重に対応しなくちゃいけないんだという、そんな説明も受けたところでございます。

いずれにしても、それぞれ研究機関あるいは仰せの振興局等との連携も踏まえながら、まずは情報収集をしっかりとすること、さらには足寄の現場においてこういう発生状況がないのかどうなのかということも、それぞれ先ほどのお話の中にもありましたけれども、課長等を通じながら、それぞれ森林

所有者の方にも啓発、啓蒙なんかも図っていききたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） これで、4番井脇昌美君の一般質問を終わります。

次に、9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 通告に従いまして一般質問を行います。

御当地水道水売ることにについて。

自治体の取り組む事業の一つに、その自治体の水道水をペットボトルに詰め、自動販売機などで販売するというものがある。地域の宣伝にもなり、全国で100ぐらいの自治体に取り組んでいると言われている。

足寄町内の水は、自然のわき水を利用しており、おいしさでは自信を持って全国に出すことができ、健康のもとである飲料水のよさを宣伝することは、人や企業も誘致できる可能性がある。水道水を加熱・殺菌してろ過するという手軽な方法の御当地水道水を足寄町でも販売するべきではないかについてお聞きいたします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 矢野議員の一般質問にお答えいたします。

足寄町の水道水販売についての御質問でございますが、平成22年9月10現在の社団法人日本水道協会調べによりますと、全国自治体等において水道水をペットボトル及びアルミ缶に詰め販売に取り組んでいるのは94自治体等がございまして。

北海道内におきましては、札幌市、小樽市、帯広市、旭川市、函館市の5市がそれぞれ業者に委託製造し、販売をしております。

道内実施の5市に対して、短期間の中で概要を調査した結果は、以下のとおりであります。

ボトルウォーターをつくる理由につきましては、各自治体等においてさまざまではありますが、基本的に水道水がおいしいことを

知ってもらいたいこと、ボトルウォーターを通じて水道事業についての知識を深めていただくことを目的としたものが多いようございます。

ほかに代表的なものといしましては、水道事業のPR、記念事業等といしまして製造をしているとのことでございます。

原材料の種別は、緩速ろ過浄水処理した水道水であり、賞味期限は2年間であります。

ボトルウォーターの販売箇所といしましては、市の関連施設あるいはホテル、観光施設、病院、公共施設、自動販売機、コンビニエンスストアの一部、空港等でございます。

PRの場合につきましては、無料で配布することが多いようですが、有料の場合につきましては、500ミリリットルのペットボトルで100円から110円の価格で販売されております。

委託製造に係るコストにつきましては、50円から67円程度、各販売先などへの卸値は60円から85円とのことでございますが、利益が目的ではないことから、経常収支は赤字にならない程度と聞いております。

足寄町においては、21カ所の上水道施設を有しており、水質は軟水であります。給水量に余裕があるのは、足寄上水道と西足寄専用水道が考えられますが、現時点において多くの販売先の確保と拡充、ボトルウォーター製品の保管場所、運搬コスト、人件費、消耗品等、これはラベル、シールあるいは段ボール製作あるいは自動販売機にかかわる諸経費が不明確な状況でございます。

町直営における販売に係る取り組みに関しては、道内実施市から、多額の利益が望めないことや、新規参入に関してのハードルが高いとの情報を得ており、また、水道事業の安定経営を図るためにも、水道水の販売は考えておりません。

今後におきましても、水道水の長期安定供給を目指し、水資源の確保及び施設の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

ます。

以上で、矢野議員の一般質問に対するの答弁とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 今、ほかのところでやっていることの目的などを述べられましたけれども、私はほかのところでやっている水道事業に対する理解を高めるだとか、そういうことではなくて、足寄町のよさを内外に知らせて、企業誘致なり、人を誘致する、そういうことをしたらいいのではないかと。単に水道事業に対する理解ではなくて、足寄町のよさをPRするべきではないかと。

今、人口も減り、産業も減り、足寄町は本当に大変な時期になっていっている。それを考えたら、それを少しでも打破するために、もうけだとかそういう問題ではなくて、結果的には企業を誘致するところまで行けるのではないかと、そういう希望からこの問題を出しているわけです。

新規参入が難しいと言われても、道内で消費するには新規参入は難しいかもしれないけれども、道外のところの、本当に都会の水は臭くて飲めないんですね。私も東京に行って水を飲もうと思ったけれども、水道から出る水はとて我慢して頑張っただけでも飲めなかった。都会から足寄に来る人についても、当たり前のように自動販売機で水を買っている。どうして水道の水を飲まないんだって、水道の水は頭から悪いというふうに決めつけている。

だから、販売の先を道内ではなく、新規参入が難しいという道内ではなく、道外に求めてやるという、そういうことで考えていくことはできないのかをお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

矢野議員は、足寄のよさをPRをしながら、そして企業誘致等々につなげることの一

つの手段として水道水の販売という、こういう御提案でございます。

当然、言っておられる趣旨の、もちろん足寄町PRをしていかなくちゃいけない、さらには企業誘致等についても取り組んでいかなきゃいけない、これはもうおっしゃる趣旨は十分理解もできます。そこで、販売先を道外に求めればという、こんな御提案もございました。

実は私自身も、特に町外から私のところに来るお客様に対しては、当然オンネトーのPRなんかもさせていただくと同時に、当然足寄町の水道水のおいしさと、足寄の水を飲んでくれましたかと、こういうことも、ほぼ来られる方にしつこいぐらい言っているつもりでございます。確かにうちの水道水はおいしいということは間違いはございません。

ただ、これがやはり商品化をして販売をしていくこととなれば、当然リスクもしょうわけでございます。

御案内のとおり、一般に市販されている、俗に言う水については今現在二つあります。一つは、俗に言うミネラルウォーターと言われる部分でございます。これが全国どこでも、もっと言えば世界各国でミネラルウォーターが販売をされているということでございます。その中で、あえて水道水を販売に踏み切ったというのは、町村ではあんまり私は掌握しておりませんけれども、市の水道局なりそういう企業局のほうで取り組みをしているということでございます。

そういう意味で、私自身もその情報は得ていますけれども、特に帯広市、これは既に副市長はわかりましたけれども、前副市長に帯広の水道水、極上水というラベルで売っているそうですが、それが販売されたときに、販売と申しますか会議があったときに提供されたものですから、当時の副市長に、これは水道水ということだけでも、どういうことですかという話もちょうと若干お話を聞いた経過もでございます。

そういう中で、先ほどもお答えしたとお

り、これは市のPR、当然水道水、市も札内川の伏流水という形に変えて、帯広の実は水道水もあんまり昔はおいしくなかったですね。それが札内川の伏流水を利用することによって、大変おいしくなったということもあって、販売したんだという話もお聞きしました。

そのときに収支のこともちょっと聞きしましたら、正直に言ってもうからないというお話も聞いておりました。これは、ある程度会計の大きいところが、このこともそういう意味でもできるのかなと。先ほども御紹介したとおり、道内でも市だけの情報、町村はちょっと捕まえてませんからわかりませんけれども。

そういう意味で、これを我が町で直営でやるということは、なかなか難しいことかなと、そんな認識でございますので、議員が仰せのPRだとか、それから企業誘致、これは全く仰せのとおりだというふうに思ってますから、私どもも引き続きまた別の観点で努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 企業誘致について別な観点で取り組んでいきたいと言われていたけれども、その別な観点で取り組んで、この過疎の結果が物語っていると。やはりここはいろいろな手を変え品を変え、いろいろなことをやっていかなければならないのではないかと。

そして、主に市がやっている、大きなところがやっている、大きなところしかやっていると申すのなら、足寄町が町として初めてこれに取り組むということをしてもいいのではないかと申して、私も町としてやっているとことはないのかなと思ってインターネットの検索で調べてみたら、1町だけ宮城県丸森町というところをつくっていました。町と

して。

そこは、足寄町の人口の2倍の人口のところですよ。そこでは去年1万本製作した。2年間賞味期限があるので、来年までそれが使えるかなと。そこは1本150円だそうです。普通の100円から110円に比べたらちょっと高いようですけども、そこもやはりもうけということは考えないで、ほかの市と同じような目的のためにそれを使っている。

そんな目的はまねしなくていいので、足寄町は足寄町独自のやり方で、そして採算がとれるとれないは、まずやってみないとわからない。みんな狭い範囲の中で売っていて、採算というのは取れていないという話だけでも、広い範囲で足寄ということを売り出してやっていったら、それはどうかわからない。まずやってみなければわからない。これやることについて何億もかかるわけではないし、試しに1万本ぐらいつくってみてやるということも必要なのではないかな。

足寄町の水道についても、人口も減っているけれども、人口が減って水道の使用量が減ったよりも、事業所が減って足寄町の水道の利用者が減るといのは本当に多くて。これは平成20年度から21年度のもですけども、業務用で2,125立方メートルも減少してしまった。いかに足寄町は産業がなくなってしまったか。これは500ミリリットルのペットボトルにしたら4万2,500本分ですよ。ここでちょっと1万本ぐらいペットボトルで水を消費しても追いつかないぐらい産業が衰退している。このことを考えたら、やはり足寄町は、ペットボトルの水ぐらいつくってもいいのではないかなと考えますが。

つくるに当たって、別府市でやっている湯浴み水というのは、120で1分間殺菌してから紫外線殺菌することで、消毒液を全く使わないで賞味期限を2年と。こういうふうに消毒液は使っていないよという、本当に自然のものなんだということをキャッチフレー

ズに、よいものだというのを押し出してあげれば、決して引けをとることはないし、売れる可能性がある。よいものを生産して売ることによって考えを、方向を転換してもらえないかお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 答弁、副町長 田中幸壽君。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

まず、議員の質問の趣旨は、水道水のボトル化といいますか、そういうことで御質問かと思えますけれども、あくまでも前提としているのが水道水だとすれば、先ほど来、町長がお答えをしているように、全国で九十幾つの自治体がボトル化をして販売をしているというのが、ほとんどすべてが水道のPRのために実施をしております。それがいわゆる商売としてやるんだとすれば、簡単に言ってしまうとミネラルウォーターの世界になるのかなというふうに思っています。

先ほど1万本、2万本の話が出ましたけれども、つい最近、帯広市がことしは大変暑い夏だったということで、3万本増産をしまして、今年度9万9,000本の水道水を販売をすると。9万9,000本で1本100円ですから、100円掛けると990万円になります。これは議員の質問にもあるように、基本的には水道水、稲田の浄水場から恵庭の業者がタンクローリーというんですか、それでくみ上げて恵庭工場に持って行って殺菌をし、ろ過をしてペットボトルに詰めて、また帯広市に戻ってきて、帯広市は中部広域でやっていますので、帯広市であったり、幕別であったり、池田であったりというところの公共施設等々で販売をしているということで、決してこれが9万9,000本売ったとしても、決して利益につながるというような、そういうもとの趣旨が違いますので、そういったことで全国九十幾つの自治体がやっていますけれども、そのほとんどは利益を追求ということではなくて、いわゆるこれも議員が先ほど指摘ありましたけれども、いわゆる

水道水というのはおいしくないと、そういったイメージでとらわれている部分を、決して蛇口から出た水をそれぞれ冷やすなり煮沸するなりして一定の温度で保管をすれば十分おいしい水だということを、あえてペットボトル化をしてPRをしているんだというのがほとんどの町村の実態でありまして、ですから例えば一、二万本つくって、決して企業化で営業ができるかということではありませんので、そういったことを御理解願いたいと思いますし、もし議員が、そうじゃなくて水道水にこだわらずミネラルウォーターも含めて考えるということであれば、また話は変わってくることでございますので、そういったことで御理解のほどをよろしくお願いしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） ミネラルウォーターであれば話は変わってくると言いましたけれども、そのミネラルウォーターについては、白糸の水だとか、それを売ったらいいんじゃないかというのは公明党の佐々木議員さんが何回も言っていましたよね。それについては、一定の方向性が出ているわけだから、それについてまたそうなると話は違うということにはならないと思うんですよね。

やはり私の一般質問の中身を見ていてくれなかったのかなと思うことは、私が言っているのは水道事業の理解のために売ってくれて、それを言っているのではない。これを行うことによって、本当に足寄町のよさを全国に広めて、人や企業を誘致できないか、要するに足寄町のPRのためにも使えるのではないかということを行っている。水道事業ではくはく、足寄町のPRのために。

宣伝する、何かコマーシャルするといったら莫大な費用がかかるわけだから、今本当に副町長が答えられたように、ほんのちょっとしか予算を使わなくて済む。そういうことなら、本当にどんどんやったほうがいいのではないかな、そう考えるわけですよね。

そして、ここで一番問題なのは、この水をつくるに当たって、どこの市もそうだけれども、災害のときにこれを利用できる。例えば、奥足寄のほうは雪解け時期になったら、とても水が濁ってひどいものになってしまうという。浄水器はつけているけれども、やっぱり大変だから浄水器なんか使っていないよ。近所の井戸水のところへわざわざくみに行くんだって。そのことを考えたら、そうやって春先、水が悪くなってしまうようなところにも、この水を備蓄しておけば使えるのではないか。災害用ということも考えたら、それほど大きなお金にもなっていないと言ったんだら、ぜひやるべきではないか。災害の立場から、この問題を考えていただきたいと思いますが、それについての答えをお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど副町長も、ミネラルウォーターならということのお話もさせていただきました。

実は私自身のところに、とりわけ御案内のとおり、世界的には水の資源というのは極めて重要な位置を占めておりまして、実は非公式な話で水がどこかにないかというお話もあるということを知りつけまして、うちの水道の原水の、これ水道水ではございません、あくまでも原水です。原水の水質検査といいますが、成分検査したデータも先方に送って検討をいただいている。ただ、1年過ぎているのですけれど、その後、何の回答もございませんから、ちょっと厳しいのかなというふうに思っていますけれども。

いずれにしましても、企業誘致はぜひしたいというふうに思っていますし、できれば議員もそういうつてがあるんだとすれば、そういうことをぜひ紹介をいただきたいなというそんな思いでございます。

ただ、今回、議員が提案をされているPRのために水道水の販売というのは、当然コス

ト等々も含めて考えていかななくちゃいけないわけでありますから、当然お金にも限りがあるわけですし、先ほどの井脇議員の質問の中にも、やっぱり私どもの使命としては最小の経費で最大の効果を上げていかななくちゃいけないんだという最大の使命がございます。

ですから、できればこれは反問権になるかどうかわかりませんが、議員もそこまでおっしゃられるのであれば、水道水をペットボトル化することによるコストの計算等あるいは検討等もされているのかどうか。少なくとも私のほうでは、やろうと思っていませんから、そういう検討もしていないわけでありますから、もし検討されているんだとすれば、参考までにそのこともお聞かせいただければなというふうに思います。

それから、後段の部分の災害時の保管というものの観点ということもございました。これは、ある意味、仮に生産ができるとすれば、当然そのことに活用できるということもあるなというふうには、それは思います。

ただ、それも、先ほど来、答弁させていただいているとおり、賞味期限というのは2年ということでございます。ですから、当然一定のものを備蓄する、そして回転をさせなくちゃいけないということですよ。新しくできたものをそこに入れて、一定程度の期間備蓄したものを出していくということになりますから、これやっぱりそうなりますと、やはりこれまたコストの一つになるというふうに思いますけれども、保管する場所の問題等々も含めてあるというふうに思っております。

幸いにして、我が町の水源地、先ほども二十数カ所あるというふうにお答えをいたしましたけれども、一番の大もとというのはやはりちょうど美盛のところの上でありますから、そういう意味では市街地からも近いところでございます。これは、豊富な水が湧き出ているわけでありますから、万が一大きな災害があってライフライン、水道管が破裂して水がどうにもならんと、仮にそんな事態が生じた場合にあって、あそこの場所に行けな

いぐらいの大きな災害ということであれば、これはまた話は別でありますけれども、災害の備蓄に否定はしませんけれども、そのためにこの水道水をとというのは、これまたちょっとコストのことを考えると、ちょっと考えられないのかなと、そんな考えでありますので御理解を賜りたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） まず、コストについて検討されたのかどうかということですが、コストについては、ラベルは8万円かかるということですね。そして、ラベルについて、枚数1万2,000本で1枚当たり2円ぐらいになるかなという、そういう形でした。

まず、そんなことよりも、もとは今さっき町長が答えたように50円から67円かかって、店へ卸すのが60円から85円ぐらいだと。その一言に尽きるんじゃないかな。

私がライフラインのことで今問題にしているのは、あるかもしれない今後の町全体の災害もさることながら、奥足寄地区の水、春先に水が困る、これについては緩速ろ過での施設をつくるためには本当に莫大なお金がかかると。それに比べたら、9万本で900万円ですか、そのほうがずっとほかのことにも使えることだし、より効果的なやり方だと。私は、奥足寄地区の春先、水が濁って困る、そのときの解消のためにもこれを使うべきではないかと、そのことを言っているのであって、全体のもちろんそれもありますけれども、現段階でのことは、春先に濁って困る、その対策についてお尋ねしています。

それから、帯広極上水ですよ、本当に9万9000本も、過去最多。これが猛暑で3万本追加、私もこの記事は読みました。これからは地球は温暖化されているということだから、来年も猛暑が来るかもしれない。また、来年、再来年、これからはずっと猛暑予想される中で、やはり水をペットボトルに詰

めて販売するという事は重要なことになってくると思います。

そして、ミネラルウォーターについて、原水を送っているところがあると。何にも返事がないということですから、ぜひこちらから働きかけて、あれはどうなったのかということを知りたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁、町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 災害、ライフライン、その中で具体的に奥足寄の水道というお話でございました。

少なくとも奥足寄の水源、春先に濁ったりという状況が出たときには、当然水源のところに消防のタンク車を出動させて、こちらの水道水を運んでちゃんと飲めるような水。それから、当然、常にこれは定期的に水質検査をちゃんとしているわけですから、飲む飲めないの判断も的確にしておりますし、それから簡易的な方法ということで、水道口につける、ろ過というまでは言い切れなかもしれませんが、それについてもそれに対応できるということですので、いまだにその時期になると水質検査に基づいて対応をしているということですので、これまた最小の経費でちゃんと対応させていただいているというふうには思っております。

ただ、先日も確認をしたところ、ろ過をするため配っているだけけれども、これは残念かな、面倒くさいからつけていないという方もいらっしゃるということも聞きました。これは、やはりお金が豊富にあって、それこそ水源の施設をどんな状態になってもきちんとしてろ過できるということになれば一番いいんですけども、しかし、その手法によらない手法で今対応をさせていただいているわけですので。現実、不便をかけている、取り外したり、掃除をしてもらったりだとか、そういう不便をかけているというの、これは事実だというふうには認識しておりますけれども、しかし、このところは受忍

の範囲内というようなことで、何とかある意味、御協力もお願いをしなくちゃいけないことだというふうに思っているところがございます。

それから、水道水、水道水ということでございますけれども、私は素人ですけれども、コスト的に考えたって、仮に水を販売するというのであれば、水道水よりもミネラルウォーターのほうが絶対安上がりなんです、これは。だって、水道水の場合については、先ほどから答弁しているとおり、ろ過をさせて、そして塩素滅菌したり、いろいろやった水を、また製品化しようということですから。これの製品化も、ほかのところに聞きますと、自前でやっているわけじゃなくて、帯広市の場合は恵庭のほうの業者に運んでやっている。ただ、その工場でどういうことをやっているかというのは、これは企業秘密で教えられないというようなことですので。何らかの手を加えているのは間違いがございません。

ですから、本当に製品化できるということであれば、やっぱり私はミネラルウォーターが合っているのかなという、そんな思いもしているところでございます。

企業誘致という部分でいきますと、あらゆる機会を通じて、先ほど一例も出しましたけれども、なかなかこれは公の場でこんなことがあるよってことで花火を打ち上げるのも、ある意味簡単かもしれませんが、これは事前の調整も含めて、これは慎重かつ大胆に引き続きやっていきたいというふうに思っておりますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） ここで、休憩をいたします。昼食のため、1時再開といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 今、町長の答えで、ミネラルウォーターのほうが水道水をやるよりずっと簡単だという意見をいただいたんですけども、これについてはミネラルウォーターを売ったほうがいいということについては、本当に前に佐々木議員さんが何回も言われて、聞くところによると11回もそれについて言われたと。私もその頭があるから、ミネラルウォーターは常に、要するに11回だめと言われていた。それで、ミネラルウォーターを言ってもだめなのかなという意識があったものだから、もっと簡単にできそうな水道水ではどうだということを提案したわけですから、ミネラルウォーターのほうがいいと言うなら、本当にぜひそっこのほうで検討してやっていただきたいと、そう思いますので、それについての建設的な意見を期待して、答弁をお願いします。

議長（吉田敏男君） 答弁。町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

明確にお話をしたほうがいいというふうに思いますけれども、とりわけ水道水となりますと、これは企業会計で、御案内のとおり企業会計で運営しておりますから、当然企業会計の中でやらなくちゃいけないということ、さらには一般のミネラルウォーターについても、これは御案内のとおり、いろいろの間、時代の流れの中ではいろいろな事業を三セクでやってきているということも含めてあるわけでありましてけれども、私としては、やっぱり行政がそこに直接手を下すといえますか、やるということについては、私個人的には否定的な見解を持っております。

ただ、本当にそういうことをやりたいという企業があるとすれば、それは大いに歓迎もしたいというふうに思いますし、当然議会とも相談をさせていただいて、企業誘致ということになれば、最大限の支援策ということも

考えていきたいなというふうに思っているわけでございます。

ですから、ミネラルウォーター、じゃあ町でやれよと言われると、私はやる気はございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 何か質問に対する答えが、わけわからないなって。水道水はだめと言い、ミネラルウォーターのほうがやりやすい、ああそれじゃあミネラルウォーターをお願いしますかと言ったら、それも、今度は町がやるべきではないという答え。本当にディベートをやっているんじゃないんだから、まじめにどうしたらいいのか、どうやったら足寄町は持続していくのか、そのことを考えてやっていただきたいな。そして、ミネラルウォーターの会社に来てもらうためにも、水道水でさえこれだけおいしいんだからミネラルウォーターだったらもっとおいしくできますよという宣伝のためにも、ぜひやるべきではないかな。

ただ、やらないと言っているものはどうしようもないから、もうこれで終わるしかないんですけども、もっと本当に足寄町のためを考えてほしいなと、それだけを言いたいと思います。

議長（吉田敏男君） 答弁。町長 安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） 少なくとも私は真摯に、議員の御質問を真摯に受けとめて、そしてお答えをしていると。わけのわからない答弁をしているつもりは全くありません。そのところはひとつ誤解のなきようお願いをしたいというふうに思います。

なお、我が町足寄町の発展のために、先ほども裏話的なこともお話しをさせていただきましたけれども、いろいろな場面であらゆる機会をとらえて、情報網を張りめぐらしながら、我が町足寄町に来てくれる企業があると

すれば、当然その支援は惜しまないという考えでございますし、機会を得るごとにそういう働きかけもしているということも事実でございますから、決して矢野さんの熱意までは及ばないかもしれませんが、私なりに努力はさせていただいているつもりでございますから、矢野議員からもそういういいお話があるとすれば、ぜひ情報をちょうだいしたいというふうに思いますので、私のほうからその点についてよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 9番矢野利恵子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会をお開きをいたしたいと思っております。30分間ぐらいの予定をしておりますので、1時35分本会議というふうにいたします。

午後1時05分 休憩

午後2時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 議会運営委員会に際してのたびたびの皆さんに時間の延長をお願い申し上げまして、大変失礼いたしました。議会運営委員会で、慎重な審議が交わされたために時間が余分に経過したことを、まずもっておわびを申させていただきます。

これより、議会運営委員会の報告をさせていただきます。ただいま開催されました議会運営委員会の協議の結果の報告をさせていただきます。

この後、本日の日程に追加をいたし、8月27日の第5回臨時議会本会議において総務産業常任委員会に付託いたしました議案第7

8号から議案第81号の審査報告を受け、審議をいたします。

次に、9月7日の本会議において総務産業常任委員会に付託いたしました意見書案第6号の審査報告を受け、審議をいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会会議規則第22条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と答える者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

議案第78号・議案第79号

議長（吉田敏男君） 追加日程第1 議案第78号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、及び追加日程第2 議案第79号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を一括議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、修正可決です。修正の内容は、別紙のとおりですが、朗読をいたします。

議案第78号及び議案第79号とも、附則の改正規定のうち平成22年9月1日を平成22年10月1日に、平成22年9月30日を平成22年10月31日に改め、附則中平成22年9月1日を平成22年10月1日に改めるものであります。

修正の理由につきましては、施行期日が経過してしまったためであります。

なお、足寄町議会会議規則第76条の規定

による少数意見の留保はありません。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 平成22年9月1日を平成22年10月1日に。これは、要するに期日を変えるということだけが修正で話し合われたことですか。

付託を受けて話し合われた内容というのは、どのような内容のことが出てきたんでしょうか。こういうものに対しては、それほど何というか、重大な悪いことをしたというわけでもないから、ほとんど本当に即決でもよかったようなものですから。一体委員会では、どういうふうなことを本当に最重要として、問題として話し合われたのかをお尋ねします。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長 高橋幸雄君。

総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

本議案が重要であるか重要でないかは、それぞれ議員個々の考えることですが、委員会といたしましては、議会の意思決定に基づいて付託を受け審査したことを、御理解をまずいただきたいと思えます。

次に、内容等についてでございますが、今の修正の関係は施行期日、本日は9月15日で、本日議決になりますれば、9月1日から9月30日ということには当然客観的にならないために修正をいたしたところでございます。

次に、本議案に対する内容なんですが、本審査に当たっては、他の公共団体、審査以前にも当別、夕張、それから審査中にも網走市が同様な事案がございました。その首長の処分たるものは10%の減額をする条例提案がなされたようにマスコミ報道等で承知をいたしているところでございます。

本町については、この事案については、御案内のとおり78号並びに79号において提案をなされたわけでございますが、委員長

において次に提案される80号、81号同様に、まず31日に委員会を開催いたしまして、審査の方法、審査の日程を皆さんにお諮りし、審査の方法については委員長においての御一任をいただいて、9月8日の委員会開催日に委員長の審査の方法の試案を示させていただいた経過がございます。

特に78号、79号については、前段申し上げたようなこともあり、当町において副町長、教育長まで及んで、9番議員が一部、大したことでないのという指摘がございましたが、当然我々委員会としても、施行期日は当然客観的に前段申し上げた理由ですけれども、処分の内容についても、当然他の公共団体等の状況を各委員の皆さんにお示しをいたしたところでございます。

特に御案内のとおり、首長はみずからの処分を自ら科すことができますけれども、公職選挙法の規定がございまして、こういう自分から科す場合は、ただいま提案するような状況の中で科すということになりますし、また、副町長につきましては、公職選挙法の規定はございませんが、委員会の中では副町長がみずから減額を責任の一端感じて望んだのかどうかまで意見聴取はいたしませんでしたし、教育長に至っては、一般職の地方公務員法の適用を受ける身分がありますけれども、この辺も一定の一般職同様な懲戒委員会等の手続をもってこの条例を提案になってきたのかどうかまで、委員会の中では言及はいたしませんでしたけれども、他の公共団体の他の事案をかんがみて、委員のほうから首長だけ10%減額して、他はしなくてもいいと、それもあわせて処分の内容も修正すべきだという意見が全くなく、ただいま理事者から提案あった原案どおり、処分の内容については全会一致をもって可決した経過でございます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

会議規則運用例 105 により、討論を一括して行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

これより、追加日程第 1 議案第 78 号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件、及び追加日程第 2 議案第 79 号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を一括で討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 78 号と議案第 79 号について、それぞれ採決をします。

採決の順序について、あらかじめ申し上げます。

最初に、総務産業常任委員会委員長から提出された修正案について採決をします。

次に、修正部分を除く原案について採決をします。

これから、議案第 78 号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件の採決を行います。

まず、本件に対する総務産業常任委員会委員長から提出された修正案について、起立によって採決をします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、修正案は可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をします。

お諮りをいたします。

修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と答える者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 79 号足寄町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件の採決を行います。

まず、本件に対する総務産業常任委員会委員長から提出された修正案について、起立によって採決をいたします。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、修正案は可決をされました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

お諮りをいたします。

修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「なし」と答える者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第 80 号・議案第 81 号

議長（吉田敏男君） 追加日程第 3 議案第 80 号足寄小学校教育用パソコン整備事業売買契約についての件、及び追加日程第 4 議案第 81 号小中学校校務用パソコン整備事業売買契約についての件を一括議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は原案可決です。

なお、附帯意見がありますので、朗読をいたします。

執行機関の本事案の執行については、二元代表制における議事機関の最重要な議決権能を忘却したる極めて遺憾なる執行である。

今後については、全職員が職務に厳しく対応して適切に執行されたい。

以上でございます。

なお、足寄町議会会規則第76条の規定による少数意見の留保はございません。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を一括で行います。質疑はございませんか。

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君） 今回、委員長さんの方から附帯意見がこうしてある程度わかりやすく説明していただいております。

この全職員ということは、当然関係職員方々の書類等々も含めて捺印をされているのではなからうかなと、まずはですね。4名なのか6名なのか、私はちょっとその辺はわかりませんが、その経過の中できちっと捺印が、まず最初の意思表示ではなからうかなと、承認された印ではなからうかなと思うのですけれども、そういうのを今回、総務産業常任委員さんが付託をされ、慎重な時間をかけて審査をされたと。

小中学校を合わせて1,700万円相当のパソコンの備品を購入したという経過の中で、当然監査の中で、代監さんも含めて当然事情聴取をされたと思うのですけれども、職員さんも含めて、このような適切な、いわば今後執行されたいという厳しい文言の中で所管委員さんの方から指摘を受けております。

それで、代監さんとか監査のほうとの聴取の話の経過というのが私どもちょっとわからないものですから、できれば概略でいいのですけれども、監査委員さんからの経過とチェックが、監査委員さんのほうの権限は大なるものですから、その辺はどうだったのか、委員長さんのほうから簡単でもいいのですけれども、聴取した経過と、どのようなことの

単なるミステークだったのか、ちょっと説明していただければ大変ありがたいのですけれども。

議長（吉田敏男君） 総務産業常任委員会委員長 高橋幸雄君。

総務産業常任委員会委員長（高橋幸雄君）

今回の事例にかかわる執行機関の対応につきましては、私ども委員会、本来はこういう場合は委員長が審査の経過説明並びに結果についてる申し上げて、本議案を議長において本会議でお諮りするというのが原則ですけれども、それを省略させていただいています関係で、若干4番議員の御質問に少し深みがあるかと存じますが、その辺も踏まえてお答えをしたいと存じます。

まず、当委員会、先ほど議決をいただきました2件と、ただいま提案になっている2議案、4議案を一括で委員会で審査をいたしました。その際、委員長において審査の方法について皆さんにお諮りし、委員長試案を示させていただきました。その中身につきましては、まず今回のこの事案にかかわる地方自治法96条の関係、地方自治法施行令121条の2の関係、そして当町の条例を踏まえた条例第3条の関係、この規範を委員長において委員会の皆さんに合意をいただいて作成し、委員各位に説明し、法規範上の理解を深めさせていただいたところです。

あわせて、監査委員の職務についても、同様な調書を委員長において作成し、皆さんにお示しして、本事案の審査に供するために手だてを講じたところでございます。

次に、総務課並びに教育委員会についても、この事案にかかわる関係調書の、そして監査委員に対しても関係調書の提出をお願いをいたしました。提出されたその日には、提出の説明を受けた後、質疑は翌日に持ち越しました。その際、監査委員については、私どもの意図するような調書ではございませんでしたので、先ほど申し上げました監査委員の法規範にかかわる、委員長が試案をつくったその種の内容でございましたので、改めて次

の日に提出を求め、質疑をさせていただいたところでございます。

特に教育委員会の起案段階におきましては、11月22日と27日と12月4日、1月27日の起案書については、合議者も含めて町長を除く14名が押印をしている経過でございます。

12月4日は、町長も含む15人、合議委員も含めて15人、そういう状況で執行をした状況にございました。

次に、監査委員の関係等について申し上げますと、今回のこの事案については、8月2日、町長から監査委員に、議決を必要とする備品購入契約が議会の議決を経ない旨の報告があり、この時点において初めて当該事実を認識したと。監査委員の責務として、例月出納検査、今回の支出は4月15日でしたので、5月の定例監査についてはこれを発見できなかったと、このように委員会で調書の中で明らかにしているところでございます。

ただ、今回、発見できない理由として、監査委員調書によりますれば、支出伝票が3枚に分割されて、同じ10款教育費でございますが、2項小学校費1目学校管理費18節備品購入と、こういう状況で1,255万円。それから次には、小中学校校務用パソコンということで、これはまた小学校費で出ているのですが、1,023万7,500円。次に、もう一つは中学校の校務用パソコンということで525万円、支出日はいずれにしても4月15日ということでございます。

それで、委員長のほうから監査委員に申し上げたのは、伝票調書だけではなかなかやっぱり単価のものについては判明できないので、それ相当の契約調書があってしかるべきではないだろうか。特に1,155万円というのは支出額でございますので、条例に定めているのは1,200万円でございますので、予定価格を逆算いたしますと、そのおそれがあると、こういう認識があってしかるべきではないかということを申し上げたことでございます。

特に先ほど申し上げた法規範の中でも、施行令は当町の場合は500万円を下回らない条例制定をしております、平成2年に支出に至らないで議会の議決を経なく事後追認議決をした経過がございました。それが平成2年でございます、平成4年に私が提案者になって議員提案をしております、今の施行令も同じく700万円でございますが、500万円を上乗せして1,200万に改正した経過がございます。

したがって、地方自治法施行令から500万円を議会が執行機関に執行の裁量権を与えているという状況が平成4年から現在に至っているところでございます。

いずれにしても、こんな経過の中で、私ども委員会の中では、相当各職員の方も委員のほうから厳しい御質疑、御指摘がありました。私どもが今ここで附帯意見をつけているのは、町長は行政報告の中で、失念したと、このようにおっしゃっていますが、以前に平成2年の当時の教育長が申し上げたのは、ひれ伏してお願い申し上げますと、御迷惑をかけましたと、各議員個々に陳謝のおわびで歩いたと。私は、来ていただいた記憶、十八、九年前の話でしようけれども、ちょっと記録はないのですが、そのような状況が客観的に明らかになってございます。それほど陳謝をした経過があるわけでございます。

そこで、今回の行政報告の中で、町長のほうは失念したとおっしゃっていますが、私ども委員会は、審査意見の中で忘却したという日本語を使わせていただいています。失念したというのは、うっかり忘れたということ。失念したと、このように我々日本人は国語を解釈するのです。忘却というのは、すっかり忘れることを忘却という。15人も押印していて、失念ということではないだろうと。やっぱりこれはすっかり忘れていたんじゃないかと。要するに、基本的な議会の権能のことがまるきり冒頭になかったのではないかと。

今の教育委員会の決算文書の起案書を見ま

すと、7号様式を使って、それで足りなくて追加で記載しておりました、担当者は、5段階目に施行令167条も記載しているんだね。施行令167条というのは、契約に関する地方自治法の定めでございます。それまで定めているのにもかかわらず、議会の議決というものが、同じ施行令の中で121条の2がまるっきり頭になかったのではないのか、すっかり忘れていたのではないかというふうに私は解釈せざるを得ない。

そういうことを含めて、我々は議会の権能で、今、議会改革でありますとか、議会のあるべき姿とか、一定のそういう議会の置かれている納税者からの御所見なりがあるこの時代背景の中で、我々議会としても毅然としたことをやはり示さなきゃならないということで、ただいま申し上げた理由によって附帯意見をつけさせていただいた経過がございますので、すべて含めて御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（吉田敏男君）他に質疑はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君）もちろん、これは小中学校の学校教育にかかわる備品ですから、反対するなんてことはあり得ないです。ただ、この附帯意見がちょっと気になるなと。ここまで厳しい表現にする必要があったのか。議事機関の最重要な議決権能を忘却したる極めて遺憾なる執行、ここまでのことかなと。

産業が衰退してしまって、それこそ水道料金だって2,000立方メートルも少なくなっただって、それは本当にまことに遺憾で、何とかしてもらわなきゃ困るというふうになるかもしれないけれども、小学校のパソコンを、小中学校用パソコンですね、それに使うような値段について、しかもこれは説明を受けていて、前の段階で全体の最初の予算で認めているやつだった。

気になるのは、私が6月に一般質問を却下

されたとき、そのときの理由が、もう決まりきっていることだから。議決はまだだけれども、今まで説明を受けている決まり切っていることを聞くのはおかしいということで却下された。それこそ私の気持ちからしたら、議事機関の最重要な議決権を忘却した極めて遺憾な一般質問の取り下げの結果じゃなかったかなと。

そのときのことと連動していないと。議決機関というのをそれほど重要にするなら、議決されていないことについて聞くことだってやぶさかではないというか、それは当たり前のことであつたはずなんです。それをここまでしたのは整合性がとれないので、それを聞きたい。

議長（吉田敏男君）わかりました。

今、矢野さんの質疑ですけれども、その関係については、議会運営委員会の中で一般質問の関係については却下されたということがあります。今のと連動しているという話でありますけれども、今回の事案とは全く関係がありませんので。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

4番 井脇昌美君。

4番（井脇昌美君）議会運営委員会の審議に対しての異論を訴えてましたけれども、事の重大性というのを、前回からそうなんですけれども、9番議員がわかっていないんです。事の重大性ということを。

本当に微量なあれだと勘違いして、僕は理解、ちょっと私も、それこそ理解しがたいところがあるんですけど、彼女の9番議員の発言に対しては、だからこの一件に対しては、審査した委員長の答える必要もないし、この案件は、議長、やはりとめていただきたいと思ひます、今後。

議長（吉田敏男君）先ほど申したとおりなんです。やっぱり議会議員として、議会のルールというのはしっかり守っていかないといかんということは、これは当たり前の話でありますから、そういったところを逸脱して、どうでもいいって話には、これは全くな

りません。そういった意味で、前にも議長室に来ていただいて、そのことを矢野議員にお伝えをしたというふうに私は思っておりますけれども、今回またそういうお話でありますから、注意をしておきます。(発言する者あり)

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りをいたします。

会議規則運用例105により、討論を一括して行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。(発言する者あり)

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 賛成討論です。

この小中学校のパソコン整備事業費については、本当にぜひ必要なものだし、すぐにも予算を通過させて、学校の教育に貢献してもらいたい。そして、議事機関の最重要な議決権を忘却したということですが、その言葉を考えてやっていただきたい。

議長(吉田敏男君) 矢野議員の発言中ですが、その意味合いをもう少ししっかりとらえてください。何でも発言すればいいというものでもありませんし、今そういうことをおっしゃって、討論をしている段階ではありません。(発言する者あり)

他に御発言はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

これより、追加日程第3 議案80号足寄小学校教育用パソコン整備事業売買契約についての件、及び追加日程第4 議案第81号小中学校校務用パソコン整備事業売買契約についての件を一括で討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号足寄小学校教育用パソコン整備事業売買契約についての件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号足寄小学校教育用パソコン整備事業売買契約についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第81号小中学校校務用パソコン整備事業売買契約についての件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号小中学校校務用パソコン整備事業売買契約についての件は、委員長の報告のとおり可決されました。

意見書第6号

議長(吉田敏男君) 追加日程第5 意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件を議題といたします。

本件における総務産業常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件を採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第6号森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

散会宣告

議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、9月16日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまです。

午後3時05分 散会